

平成 27 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について(最終案)

1 平成 27 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

住民税非課税措置者への減額措置を終了する

住民税非課税者を対象に 25 年度は旧ただし書き所得から 50% を減額し、26 年度は旧ただし書き所得から 25% を減額した減額措置は終了する。

高額療養費等の一部を賦課総額へ算入する

27 年度の高額療養費等の賦課総額への算入については、25 年度に策定した「高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ」に基づき高額療養費等の賦課額の 2/4 を算入する。

賦課割合は 58:42 とする

26 年度と比較して、高額療養費等の賦課額増、及び減額措置終了に伴い保険料負担が厳しい世帯の急激な上げ幅を緩和するため、賦課割合を据え置き 58:42 とする。

なお、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となることに伴い、各区の保険料の賦課状況等を踏まえ、賦課割合について検討していく。

2 平成 27 年度基準保険料率(最終案)

基礎分・後期高齢者支援金分

- 1 人当たり保険料 106,545 円
〔前年度比: 3,442 円(3.34%) 増〕
 - 所得割率 8.43%
〔前年度比: 0.04 ポイント減 基礎分 6.45% 支援金分 1.98%〕
 - 均等割額 44,700 円
〔前年度比: 1,500 円増 基礎分 33,900 円 支援金分 10,800 円〕
 - 賦課限度額 690,000 円
〔前年度比: 20,000 円増 基礎分 520,000 円 支援金分 170,000 円〕
- 高額療養費等の賦課額のうち、27 年度は 2/4 を算入する(約 159 億円)

介護納付金

- 均等割額 14,700 円
〔前年度比: 600 円減〕
- 賦課限度額 160,000 円
〔前年度比: 20,000 円増〕

3 特別区国保における保険料率等の推移(基礎分+支援金分)

〔基礎分 & 後期高齢者支援金分〕

		平成27年度 (最終案)		平成26年度		平成25年度		平成24年度		平成23年度	
賦課率		50%		50%		50%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		58:42		58:42		58:42		59:41		59:41	
保険料率等	所得割率	8.43%		8.47%		8.36%		8.51%		8.09%	
	基礎分	6.45%	1.98%	6.30%	2.17%	6.02%	2.34%	6.28%	2.23%	6.13%	1.96%
	支援金分										
	均等割額	44,700 円		43,200 円		41,400 円		40,200 円		39,900 円	
	基礎分	33,900 円	10,800 円	32,400 円	10,800 円	30,600 円	10,800 円	30,000 円	10,200 円	31,200 円	8,700 円
	支援金分										
賦課限度額		690,000 円		670,000 円		650,000 円		650,000 円		650,000 円	
基礎分	520,000 円	170,000 円	510,000 円	160,000 円	510,000 円	140,000 円	510,000 円	140,000 円	510,000 円	140,000 円	
1人当たり保険料		106,545 円		103,103 円 (103,501 円)		98,465 円 (99,248 円)		95,277 円 (98,674 円)		94,479 円 (98,285 円)	
基礎分	支援金分	81,103 円	25,442 円	77,216 円 (77,512 円)	25,887 円 (25,989 円)	72,702 円 (73,266 円)	25,763 円 (25,982 円)	71,375 円 (73,882 円)	23,902 円 (24,792 円)	72,925 円 (75,809 円)	21,554 円 (22,476 円)
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	3,442 円 (3,044 円)		4,638 円 (4,253 円)		3,188 円 (574 円)		798 円 (389 円)		1,374 円 (5,180 円)	
	率	+3.34% (+2.94%)		+4.71% (+4.29%)		+3.35% (+0.58%)		+0.84% (+0.40%)		+1.48% (+5.56%)	

上段部分は減額措置実施後の金額。下段は減額措置実施前の金額。平成27年度は減額措置がないため、一段で記載。
上段部分は前年度分と比較した減額措置実施後の金額・率。平成27年度は減額措置を実施しないが、減額措置実施前、減額措置実施後をいずれも106,545円と26年度との差(増減率)を記載。